

告示

埼玉県告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十五号で告示した入間都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

入間市

二 都市計画事業の種類及び名称

入間都市計画下水道事業入間公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月十二日から

平成三十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第二百七十五号、昭和四十九年埼玉県告示第百六十二号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十七号、昭和五十三年埼玉県告示第百十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十六号、昭和五十九年埼玉県告示第七百一号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十五号、平成元年埼玉県告示第二百九十号、平成三年埼玉県告示第六百九十号、平成六年埼玉県告示第千八十一号、平成八年埼玉県告示第千九十三号、平成十年埼玉県告示第千二百八十四号、平成十三年埼玉県告示第三百七十一号、平成十六年埼玉県告示第五百号、平成二十年埼玉県告示第三百四十号、平成二十五年埼玉県告示第四百十八号の事業地のうち、入間市向陽台二丁目地内において、事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし